

平戸市認定地域クラブ活動費等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、中学校の部活動の地域展開等の推進に必要となる経費に対し、予算の範囲内で平戸市認定地域クラブ活動費等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平戸市補助金等交付規則（平成17年平戸市規則第43号）及びこの告示の定めるところによる。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、平戸市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱(令和8年平戸市教育委員会告示第 号)第5条第1項により認定を受けた認定地域クラブとする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象経費は、休日における認定地域クラブ活動の実施に要する経費のうち、指導者等の謝礼、交通費等費用弁償に要する経費、備品の購入に要する経費、会場の使用に要する経費、参加者の募集に要する経費その他市長が必要と認める経費とする。

(補助金額)

第4条 補助金額は、別表に定める補助単価と、補助対象経費の額から参加費等の収入の額を引いて求めた額を比較し、いずれか少ない方の額とする。この場合において、参加費等の収入は、参加した生徒数（人月）に参加費の月額を乗じて得た額と保険料の合計額とする。

2 前項に規定する参加費等は、平日の地域クラブ活動も含めて参加費等を徴収している場合においては、当該参加費等のうち休日相当分とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、平戸市認定地域クラブ活動費等支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 認定地域クラブ活動計画書
- (2) 認定地域クラブ収支予算書
- (3) 生徒の名簿（氏名、学校名、学年を記載したもの）及び指導者名簿
- (4) 各月ごとの参加生徒数（見込み）が分かる書類
- (5) 参加費等（休日に相当する分）の内訳が分かる書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、同一年度内に1団体1回限りとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、平戸市認定地域クラブ活動費等支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第5条の規定による申請の内容を変更し、又は地域クラブ活動を中止しようとするときは、速やかに

平戸市認定地域クラブ活動費支援補助金交付変更（中止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、平戸市認定地域クラブ活動費等支援補助金交付変更（中止）承認通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、当該年度の認定地域クラブ活動終了後から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、平戸市認定地域クラブ活動費等支援補助金実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 認定地域クラブ活動報告書
- (2) 認定地域クラブ収支決算書
- (3) 各月ごとの参加生徒数（実績）が分かる書類
- (4) 参加費等（休日に相当する分）の内訳が分かる書類
- (5) 領収書の写し（領収書の写しのないものは、その金額、相手方及び理由を記載した書類）
- (6) その他市長が必要と認める書類
（補助金額の確定）

第9条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、交付する補助金の額を確定し、平戸市認定地域クラブ活動費等支援補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第10条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、平戸市認定地域クラブ活動費等支援補助金交付請求書（様式第7号）により補助金を請求するものとする。

- 2 市長は、第6条の規定により補助金の交付を決定した場合において、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。この場合において、前項の規定を準用する。

- 3 概算払は、交付すべき補助金の5割を限度とする。ただし、地域クラブの運営のために特に必要があると認めるものについては、交付すべき補助金の5割を超えて概算払をすることができる。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定及び補助額の確定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
(平戸市地域クラブ移行支援補助金交付要綱の廃止)
- 2 平戸市地域クラブ移行支援補助金交付要綱（令和7年平戸市教育委員会告示第4号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この告示の施行前に附則第2項の規定による廃止前の平戸市地域クラブ移行支援補助金交付要綱第5条の規定によりなされた初回分の交付決定を受けたもののうち、この告示による補助金の対象とならないものは、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

補助単価（1クラブ活動当たり年額）

区 分			月4回程度 活動	月3回程度 活動	月2回程度 活動	月1回程度 活動
(1)	参加生徒数 27人以上で 指導者を3 人以上配置	スポーツ	673千円	550千円	427千円	305千円
		文化	691千円	569千円	446千円	323千円
(2)	参加生徒数 13人～26人 で指導者を 2人配置	スポーツ	576千円	475千円	373千円	272千円
		文化	596千円	494千円	393千円	291千円
(3)	参加生徒数 5人～12人 で指導者を 1人配置	スポーツ	423千円	356千円	290千円	224千円
		文化	443千円	377千円	311千円	245千円

※参加生徒数は、各月の参加生徒数の年間平均で算出する（小数点は切上げ）

※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、上記のそれぞれの補助単価に「事業実施月数÷12」を乗じた額（千円未満切り捨て）を補助単価とする。

※参加生徒数が27人以上の場合であっても、指導者が2人の場合には(2)の補助単価を、指導者が1人の場合には(3)の補助単価を適用する。

※参加生徒数が13人～26人の場合であっても、指導者が1人の場合には(3)の補助単価を適用する。

※参加生徒数が5人未満の地域クラブ活動については、原則として補助対象外とするが、「①山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合」、「①のほか、当該補助事業を実施する必要があるとスポーツ庁長官、文化庁長官が認める場合」のいずれかに該当するものについては、補助対象とし、(3)の補助単価を適用する。

※複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合で、指導者を1人配置とする場合は、教育委員会職員・コーディネーターや運営団体の職員等による、地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言等の不適切な行為の防止を図ること。